

しまね住宅総合相談員（新規）指定講習及び応急復旧講習会 受講申込書

希望会場	希望会場に☑印をしてください。 <input type="checkbox"/> 松江会場【11月18日(金)】 <input type="checkbox"/> 浜田会場【11月22日(火)】	
希望講習	希望講習に☑印をしてください。 ※両方またはどちらかのみ受講も可能です。 <input type="checkbox"/> しまね住宅総合相談員指定講習 <input type="checkbox"/> 応急復旧講習会	
ふりがな		CPD番号
申込者氏名	-----	
E-mail		
自宅住所	〒 TEL (        )        -        -	
所有資格等	該当するものに☑印をしてください。(※1) <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> 1級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 1級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2級電気工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> その他知事が認める者(※2)	
勤務先について	名称： 住所：〒 TEL (        )        -        -	

(※1) 島根県被災住宅応急復旧相談員登録要件(島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条第1項) 次の各号に該当する者であること。

- 1 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項の規定による建築士、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の規定による技術検定(建設業法施行令第34条の規定による検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。)に合格した者又はその他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者(※2)であること。
- 2 応急復旧講習会の受講修了者であること。
- 3 応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。

(※2) その他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者とは、次の各号に該当する者である。

- 1 島根県建築住宅施策推進協議会の構成団体に所属する事業所に勤務する者であって、5年以上の建築に関する業務(営業職を含む。)の経験を有する者。
- 2 一般財団法人島根県建築住宅センター理事長がしまね住宅総合相談員として登録した者。

【会場案内図】

島根県民会館へのアクセスマップ



浜田いわみーるへのアクセスマップ

